

令和元年度 第3回 高知県公立大学法人経営審議会議事録

1 日 時：令和2年1月27日（月）14:00～14:40

2 場 所：高知県公立大学法人 永国寺キャンパス教育研究棟3階 役員会議室

3 出席者：中澤 卓史、磯部 雅彦、野嶋 佐由美、五百藏 高浩、尾池 和夫、春日 文子、清水 明宏、村山 龍一、岡村 一良、小路 卓也、十河 清、橋口 欣二、法光院 晶一、山本 邦義

（監事）浜田 正博、松本 幸大

欠席者：青木 章泰、伊藤 博明、弥勒 美彦

4 議事録署名人の選出

規定により理事長が議長を務め、議案について審議を行った。

本経営審議会の議事録署名人として、議長のほか、橋口委員と山本委員を指名した。

5 議 事

1号議案 高知県公立大学法人給与規程の改正について

事務局から説明ののち、議案について審議を行い、原案どおり承認された。

2号議案 高知県公立大学法人準職員給与規程の改正について

事務局から説明ののち、議案について審議を行い、原案どおり承認された。

6 報 告

1号報告 令和元年度税務調査結果について

源泉所得税の徴収漏れの指摘があり、現在、関係した個人に対し事情を説明するとともに徴収漏れとなっている源泉所得税の支払いをお願いしているとの報告があった。

- ・ 指摘された個人との業務委託契約は今後も継続するののかとの委員からの質問に対して、業務委託契約はそのまま継続するが、給与所得として源泉所得税の徴収を行うと説明があった。
- ・ 個人との業務委託契約が可能なのかとの委員からの質問に対して、仕様書に準じて成果を求めるのであれば個人との業務委託契約は可能だと思っていると説明があった。
- ・ 具体的にはどんな業務があるのかとの委員からの質問に対して、翻訳業や看板作成業務等があると説明があった。

2号報告 高知工科大学ヒトを対象とする研究に関する倫理規程の改正について

- ・ 当規程は、文部科学省及び厚生労働省が制定する「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を参照にしているが、高知工科大学としては、社会学、経済学の分野も含む人を対象とする研究に適用するという趣旨なのかとの委員

からの質問に対して、高知工科大学は、工学、経済学系の大学であるが、医工連携研究で医学に近いことも行っているため、この規程を作っていると説明があった。

- ・ 具体的にどんな研究なのか、また、規程を改正する理由について委員から質問があり、例えば、ロボットを製作しリハビリに利用する際の被験者の個人情報等について倫理規程に関わることがある、また、研究責任者が明確でなかったことが改正の趣旨であるとの説明があった。
- ・ 人の身体に介入する研究だけでなく、疫学的研究も含まれるので、人を対象にする研究は大学では必須の倫理規程であると説明があった。

3号報告 高知県立大学及び高知工科大学における活動報告について

7 その他

- ・ 1号報告に関して税務署から指摘された業務は、就職活動支援、スポーツの指導者、公用車の運転、研究アドバイザー業務であり、この対価が給与所得としてみなされたとの補足があった。
- ・ 2月9日開催予定の高知短期大学の閉学式について案内があった。

以上により、本日の議事を終了した。

うえのとおり、確認をする。

令和 年 月 日

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)